

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾 20FAX第24号
(宛先) 各 四役・中央執行委員・地区港湾議長(委員長) 殿	2020 10 28 時 分
(件名)	(発信者) 全国港湾書記局

「20秋年末における具体的活動方針」の送付について

(本文)

既報の通り、全国港湾は9月29~30日に第13回定期大会を開催し、20年度運動方針を確立するとともに、当面する20秋年末闘争についても審議した。

その結果、大会に提出した「20秋年末における具体的活動方針案」は承認され、大会終了後の第1回中央執行委員会において、同方針案を再確認した。

ついては、別紙の通り秋の取り組み方針を送付するので、各単組・地区港湾の取り組みに活用されたい。

以上

<添付> 20秋年末における具体的活動方針

20年秋年末における具体的活動方針について

一、20秋年末闘争を組織するにあたって

1. 私たちを取り巻く政治・経済の状況は、第13回定期大会第二号議案並びに、原案を提起した以降の情勢でも明らかなように、文字通り激動している。その象徴的表れが、安倍首相の辞任、その後の自民党総裁選、内閣首班指名である。

自民党総裁選では、3人の立候補で争われ、各候補者は各自が言葉を変えて目新しい「政策・公約」を掲げているように演出したが、いずれも安倍内閣の7年8ヶ月を評価しつつ、「道半ばであり、それを継承していく」としているところに特徴があった。

こうした中で、菅義偉氏が新たな自民党総裁に就任、その後の臨時国会において内閣総理大臣に指名された。菅首相は、安倍政権を支え続け、憲法改悪推進、違憲立法の強行、大企業優先の経済政策、公文書改ざんや国政の私物化を推進してきた。しかも、「自助・共助・公助」の政治姿勢を打ち出し、国民の苦難は「まず自己責任で」と切り捨て、公助つまり政治はその後の施策と徹底した新自由主義の徹底を図ろうとしている。

したがって、菅内閣は、安倍政治の延長線上、むしろそれ以上に国民犠牲を強いる内閣と想定せざるを得ず、第13回大会第二号議案が提起した「国民本位の政治への転換」を強く求める取り組みが重要である。

2. 港湾を巡っては、コロナ禍を直接的な要因とする「貨物量・仕事量」の減少によって、労働条件の全般的な抑制傾向が強まることが想定される。同時に、自動化・機械化の波、港湾の体制的「合理化」の圧力が一層強まることを警戒しておかなければならない。このことは、港湾労働者の深刻な雇用不安を起こすだけでなく、港運事業者自身の業域の縮小という問題があり、その意味で「港湾労使を直撃する課題」と位置づけた取り組みが重要である。

3. 以上的情勢認識と当面する課題への問題意識を共有し、第13回大会決定で具体化した課題を進めるためには、産別労使関係の再構築と産別組織の強化が不可欠である。

とりわけ、産別労使関係に関わっては、都労委に申し立てている「産別最低賃金を巡る団交を、独禁法を理由に拒否することは不当労働行為である」との決着を図り、港湾の産別労使関係の再構築・堅持の一里塚とすることが重要である。このことは、港湾の体制的「合理化」問題が港湾労使の課題でもあることから、これに立ち向かう意味でも重要な課題であり、20秋年末闘争のすべての取り組みに貫くこととする。

二、20秋年末闘争の主要な課題と取り組みについて

1. コロナ禍から港湾労働者の安全を確保する課題

(1) 噫緊の課題としては、収束の見通しのないコロナ禍から港湾労働者の命と安全を確保する課題である。この課題は、20春闘で確認書を締結し、感染防止や検査体制の

整備などの公衆衛生対策に取り組むことを前提に、産別労使の課題とともに、行政等の関係者に対策を求めていく課題を確認している。

労使が具体化すべきことは、職場の安全と感染防止の手立ての具体化、万が一の場合の「休業補償」を整備し、仲間の「不安」の除去に努めることである。こうした労使の取り組みとともに、関係者に対しても「港湾運送の安全」を確保するために労使共同で申し入れや対策の具体化を求めることがある

- (2) したがって、確認書の具体化のために労使政策委員会や関係労使協議機関を通じて対策の具体化を図ることとする。

2. 港湾の体制的「合理化」とたたかい

(1) 自動化・機械化に対する取り組み

① 昨年秋に続き、20春闇においても「真摯に協議する」と確認したうえで、国土交通省が推進するRTG遠隔操作導入事業の20年度の公募を巡って厳しい協議を重ねてきた。

公募を巡って、昨年度と大きく変化したことは、応募に当たってステークホルダー(労働組合などの関係者)との協議経過や雇用問題への対策を具体的に明記することを条件としたことにあった。これは、昨年度からの取り組みの成果の一つと言えるが、国交省も「遠隔操作による雇用問題の発生」を認識しているからこそ、関係者の協議結果を記すことを求めるようになった。

② 同時に、日港協も、厳しい労使協議を続ける中で、それまでは「関係地区、関係労使で協議する」ことに拘泥し、中央で協議し、RTG遠隔操作導入に当たっての中央労使のルール作りを拒んできたが、「日港協として一定の起案をしていくスタンスに変えた」と表明して労使協議に踏み込むこととなった。この変化も、組合側が中央・地区一体となって産別としての仕切りを求める取り組みを進めた結果である。

③ 組合側は、雇用を守るために基本的な考え方を提示し、日港協も、組合側の提起に対応する「考え方」を提示している。しかし、日港協が示した「考え方」は、全体として努力義務を詠ったもので、「雇用問題を起こさない」との姿勢が欠如していること、直面する労働者に視点を絞った考え方で、港湾運送全体に視野を置いた対策になっていないことなど、多くの課題を残している。

④ 現段階(9月18)では、協議の中で組合側が日港協案の問題点を追求し、日港協は組合側の提起を持ち帰り検討した結果、あらためて日港協としての修正案が提示されている。一方、組合側内部(中央も地区も)の「検討」が進んでいないのも現状であるが、「現在の雇用と職域だけでなく、将来の港湾の職場の変化も見据えて慎重な検討を重ねる」ことを重視して取り組むこととする。

⑤ なお、中央労使の一定のルールを作ることは大前提であるが、RTG遠隔操作の課題は、今後の港湾の体制的「合理化」の端緒となることを考えれば、慎重の上に慎重を重ねた検討と措置・対策が必要である。

つまり、中央労使の協議によるルールの確立とこれをふんだんだ地区での協議とルール化が不可欠で、この地区的ルールを中央において検証していくことになる。ここま

でが、基本的な前提作りとなる。

そのうえで、本格稼働前には「具体的な雇用対策」を中心・地区で詰めることが必要となる。ここでは、「新たな雇用(輸送)形態の変化」に対応する事前協議での対応が必至の要件となる。その意味で、この課題は、当面する中央での協議で収斂していくものではないことを明記し、そうした見通しの中で真摯な労使協議を進めることとする。

(2) 老朽石炭火力発電設備の削減の政策に対する雇用確保の取り組み

- ① 政府は、温暖化対策と電力・エネルギー政策の見直しとして、老朽火力発電設備の削減を打ち出した。地球温暖化・気候変動への対策が必要であることには異を唱えるものではないが、このことで、「石炭荷役を生業の基本としている港運事業者とそこで働く労働者の雇用」が奪われることがあってはならない。政策の中に労働者・中小港運事業者への視点が全く欠けている。
- ② したがって、政府に「雇用」を担保する措置を求める取り組みを進めることとし、必要により、「関係地区の自治体」との協議も視野に取り組む。

(3) 船社の統合やコンソーシアムの再編への取り組み

- ① コロナ禍により、物流・サプライチェーンの見直しが進んでいる。そのなかで、船社も、コンソーシアム再編の動きを見せている。とくに、ONEに係る再編は、21年度にも行うことが想定されている。
- ② 昨年度は、MSCの寄港地変更を巡って、港運労使が知恵と誠意を集めて乗り越えてきた経緯があるが、結果的には「港運労使が汗をかく」ことで取りまとめたという感はぬぐえない。コンソーシアムの再編は、船社の都合による港運への「合理化」の強要であり、船社が「どのように汗をかき、協力するか」を見定める事前協議として取り組みを強化する。

3. 統一回答(産別最低賃金制度)問題への取り組み

- (1) 産別労使関係の再構築、産別労使協議体制の堅持は、今後の港湾の変化や時代の推移を見通すうえでも、決定的な課題である。その権限を問う課題ともいえる、産別最低賃金制度を巡る問題について、日港協は、昨年の中労委の「独禁法違反に当たらぬ」とのあっせん案を拒否し、20春闘でも同様に姿勢の固執したことから、全国港湾と港運同盟は中労委に「不当労働行為」として救済申し立てをすることを決断した。
- (2) 中労委は、「全国的な事案と認められない」として東京都労働委員会に事案を移送した。都労委での調査期日は、8月6日、9月25日と2回行われており、この中では、経過及び事実関係での争いではなく、「産別最賃に係る産別団交は独禁法違反に当たるや否や」が最大且つ唯一の焦点である。
日港協は、団交においては「独禁法に抵触する恐れが払拭できない」との主張を繰り返していたが、都労委への反論では「独禁法に違反する」と言い切って、その姿勢をより硬化させている。「違反の恐れ」から「違反する」と断じてきたのである。し

たがって、このような経過について、労使の代表を証人として申請し、不当労働行為に当たらないことを立証する手立てで臨んでいる。

(3) 統一回答問題は、労使交渉システムそのものを問うだけでなく、港湾産別として嘗々として築いてきた「産別交渉体制」を再構築していくことと対をなす課題である。産業の未来・発展方向と、そこで働く者の将来が一体的に描かれる、そのような労使関係が極めて重要であり、このことなくして、当面の「合理化」問題の解決も、魅力ある港湾労働の確立も、果たし得ないといつても過言ではない。

4. 春闘協定履行をはじめとした継続課題の解決めざして

(1) 認可料金復活の課題

- ① 20春闘協定は、「その目的達成に向けて行政等関係者に対して、労使共同の取り組みを具体化する」と確認し、具体化は労使政策委員会で検討するとしている。課題の前進を目指して立案し、行動する段階にある。
- ② したがって、20春闘協定の具体化を図ることを主眼に、現業部会・関連対策委員会並びに検査部会との合同会議を組織し、通年的な取り組みとして「適正下払い作業料金の確保」に向け取り組むこととする。具体的な手法や留意すべき点は、20年度方針(議案書P52)に記載し確認した通りであるので、ここでは記述は割愛する。焦点は、各職種・各単組がこそって「産別」としてこの課題を進めていけるか、日港協が「協定実施」のためにどこまで踏み込めるかであり、産別労使一体の取り組みへと昇華させる努力を続けることとする。

(2) 業域・職域の拡大について

- ① 業域・職域の拡大は、これまで様々な角度、多様な切り口で、その重要性を繰り返し主張し、春闘協定でも繰り返し確認してきたことである。しかし、具体的には前進を見ていかない。
- ② この課題は20年度においては特別に重要な意味を持つ課題である。それは、一方で「機械化・自動化」の労使協議を進めており、その中でRTG遠隔操作の問題での雇用の確保を、「職域の拡大」に求めているからである。その意味では、「調査を進める」レベルでは先に進まないことになる。したがって、港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定促進による、港湾運送秩序の維持と職域の拡大、並びに、ゲート業務の職域化を軸に、この問題を追求していく。

(3) 港湾労働秩序の維持・確立について

- ① この間の、厚労省との協議を積み上げる中で、厚労省は、港頭地区における物流施設での労働秩序並びに港労法の主旨を徹底するための措置について具体化を進めている。これは、労政審港湾労働専門委員会でも協議を重ねてきたものであり、その意味では、労使が一致して対応できる課題である。
- ② その一つは、港頭地域、港湾労働法の適用範囲における物流施設や港湾労働・港湾運送行為が行われる倉庫を把握していく取り組みで、そのことにより、港湾倉庫の指

定への足掛かりとするもので、労政審とタイアップして、行政交渉も進めつつ取り組むこととする。

③ 第二には、「港湾労働秩序の確立」をより実効性のあるものとするための「ワッペン貼付」の取り組みで、20 春闘で、この取り組みの促進を労使確認した。これを中央・地区で具体化し、行政とも慎重に手立てを踏みながら取り組むことで、港湾労働秩序の確立の一助とする。

(4) 労働条件整備の課題について

20 春闘協定で「実施する」との確認に至らなかったこと、或いは、一定の合意に至った諸事項について、次の取り組みを進める。

- ① 定年延長、週休二日制の課題は、各単組・地区の努力に対し、これをさらに促進するため、中央労使の指導性を發揮して取り組みの前進を図る。
- ② 産別制度としての労災企業補償の確立について、労使政策委員会が、調査と水準設定に向けた協議に責任を果たすことを確認した。したがって、労使政策委員会で協議を重ね、産別制度確立への足掛かりをつくる取り組みを進める。

(5) 関連職種の労働環境整備について

- ① 20 春闘後、すでに関連職種労使において、産別協定履行のための作業料金の担保をめざし、関係地区港運協会(エーゼント部会)への申し入れ行動に着手している。
- ② この取り組みをさらに進め、個別労使協定により 5.9 協定実施を「目指す或いは目指そうとしている」関連専業事業者を中心に、第一次実施期限を 21 年 4 月 1 日として取り組み促進を図る。

(6) 検査事業分野に係る諸課題について

- ① 指定事業体に係る課題については、検数・検定部会と切り離して、「指定事業体部会」を設置し、具体的な申し入れ行動を進めている。その意義は、「一般派遣の就労を抑制する措置」という指定事業体の本来的な在り方に戻すことを念頭に、指定事業体の仲間を検査事業本体に迎え入れる取り組みを促進することである。
- ② 同時に、この課題の根底には「検査事業に係る料金問題」があることを共通認識とし、検数・検定部会と連携して取り組むこととする。

5. 国民的諸課題の取り組みと国際連帯活動について

- (1) 年次方針に沿って、安倍政治の継承とその進化、「自助・共助・公助」を政治指針とする国民犠牲を一義として政治の責任を放棄する「菅政治」を許さず、港湾労働者の暮らしと命を守るたたかいを、一致点を大事にして取り組む。また、20 労組に結集し、憲法改悪反対、交通運輸労働者を戦争体制に組み込むことに反対する取り組みを進める。
- (2) 辺野古新基地建設反対の取り組みは、現地行動をも含めて検討してきたが実施に至っていない。コロナ禍の動向を見極めつつ、具体的取り組みを検討する。

(3) 日航不当解雇反対の取り組みについては、国民支援共闘の取り組み方針に沿って進める。

(4) 国際連帯活動

- ① ITFの諸会議は、コロナ禍の下で事実上国際的な往来が不可能なために見送られている。しかし、国際通信によって、相互連帯を確認し合うことや、連帯の書簡の交換などは日常化しており、ITFの提起に応えて積極的に取り組むこととする。
- ② コロナ禍によって、船員交代がスムーズに行われず、船員自身の人権が脅かされている事態も散見され、ITFインスペクターがその救援に努力している。全国港湾としても、FOC・POCキャンペーンを推進する立場から、この取り組みを積極的に支援する取り組みを行う。

三、具体的な取り組み

1. 中央行動について

- (1) 2020年11月18日(水)～19日(木)に中央行動を設定し、行政交渉や政党要請を取り組む。
- (2) 具体的な要求は、認可料金制度復活、自動化・機械化問題、職域拡大及び安全問題などとし、申し入れ内容や政党との懇談会の場合は常任中執で分担して取り組む。
- (3) 20秋年末中央行動は、コロナ禍の収束状況も見ながら、可能な行動を取り組むこととし、具体的には中央執行委員会で判断する。
- (4) なお、申し入れ内容や行政交渉の経過などについて、プレスリリースを設定して、港湾労働者の要求などを広く理解を求める検討すること。

2. 地区統一行動について

- (1) 2020年10月26日(月)～11月13日(金)を地区統一行動ゾーンとして設定し、中央行動と連動した諸課題と地区独自の課題も掲げて取り組む。
- (2) 具体的な要求と取り組み内容は、以下の通りとする。
 - ① 具体的の要求は、中央申し入れ内容とともに地区独自課題を設定する。とりわけ、職域問題、港湾労働秩序の課題は、地区港湾が当該地方行政に対して行う「告発」と「問題提起」が大きな力を發揮することをふまえ、地域産別の結集で大きな構えのもとに取り組む。
 - ② 行政等への申し入れとともに、産別協定順守や法令順守のキャンペーン行動を取り組む。

3. 組織強化、教宣活動の充実について

- (1) コロナ禍の中での産別活動となることから、HPやFAX通信の充実、或は、リモート会議も取り入れながら組織内の意思統一に努力する。ただし、組織活動の基本は、20年度方針にも明確なように「フェース・トゥー・フェース」であることは十分に踏まえることとする。
- (2) 20秋年末行動の教宣活動の一環として、「コロナ禍の中で奮闘する仲間を労い・励ます」、同時に「港湾と港湾労働者の安全」をアピールする横断幕(IFTロゴ入り)を作成し、各地区港湾に配布する。具体化は、教宣委員会で進める。
- (3) 単組・地区港湾の学習会やオルグ活動に当たっては、中央執行委員を積極的に派遣する。

4. 19秋年末闘争の諸日程と21春闘の準備について

(1) 21春闘方針案・21春闘要求案の討議について

- ① 単組・地区港湾の機関会議や学習会などを通じて、積極的に要求を汲み上げ、たたかい方と要求を同時に検討し、「産別統一要求」と「産別統一行動」の軸としたたかう21春闘を構築する準備を進める。
- ② 方針案と要求案は、20秋年末闘争を積極的にたたかい、その到達点に立って21春闘のたたかいかたを整理することとする。なお、20春闘が長期化したこと、コロナ禍の影響もあって、20春闘総括の組織的な討議に不十分さがあったことをふまえた方針案の討議を進めることとする。
- ③ 21春闘をたたかう財政を確立するために500円/一人のカンパを提起し、その決定は第13回中央委員会で行う。
- ④ 21春闘方針と産別春闘要求は、21年2月9日(火)～10日(水)にシーパレス日港福で行う第13回中央委員会で決定する。要求提出のための第1回中央港湾団交は、21年2月17日(水)を念頭に準備する。

(2) 20秋年末闘争と21春闘準備に係る諸日程については、下記の通りとして準備する。

- 10月12日(月) 第1回常任中執
15日(木)～16日(金) 第2回中央執行委員会
26日(月) 第2回常任中執
- 11月12日(木) 第3回中執
25日(水) 第3回常任中執(予備日)
30日(月) 第4回常任中執
- 12月10日～11日 第4回中執
18日(金) 午後/第5回常任中執
- 〈中央委員会と第1回港湾中央団交/予定〉
第13回中央委員会 21年2月9日(火)～10日(水)
第1回中央港湾団交/要求提出 21年2月17日(水)

以上